

社会福祉法人浄円福社会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 本規定は、社会福祉法人浄円福社会(以下「本法人」という)定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員の報酬等の支給の基準及び報酬額等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員には、会議出席、出張等に応じて、次の報酬等を支給する。

(1)理事会、評議員会、法人監査等、本法人が主催する会議等に出席した場合、既定の報酬(日額5千円)を支給する。

(2)理事長が承認または任命する出張をした場合、役員出張規定に規定する報酬を支給する。

(3)評議員選任・解任委員が、当該委員会に出席した場合、既定の報酬(日額2千円)を支給する。

(併給の禁止)

第3条 施設職員として給与支給を受けている者が、その勤務時間内における会議に出席しても、本規定に基づく報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。なお、出張に対する報酬の支給は、理事長宛の出張報告書の提出を受けて支給する。

(公表)

第5条 本法人は、本規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 本規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 本規定の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(附則)

第8条 本規定は、平成29年2月20日から施行する。

【役員等の報酬】

評議員	評議会への出席	日額5千円
	上記のほか、法人のための出張	役員出張規定による
理事・監事	理事会への出席	日額5千円
	上記のほか、法人のための出張	役員出張規定による
	上記のほか、法人の監査	日額5千円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会への出席	日額2千円